

定 款

株式会社 中京銀行

昭和26年10月20日 制定
昭和27年 5月18日 変更
昭和27年11月29日 変更
昭和28年11月21日 変更
昭和29年 1月20日 変更
昭和29年 5月22日 変更
昭和29年11月25日 変更
昭和31年11月22日 変更
昭和36年11月21日 変更
昭和38年11月21日 変更
昭和39年 2月10日 変更 (昭和38年11月21日決議)
昭和39年12月12日 変更 (昭和39年11月27日決議)
昭和40年11月29日 変更
昭和42年 5月30日 変更
昭和43年11月29日 変更
昭和44年 5月 1日 変更 (昭和44年 2月24日決議)
昭和44年 6月21日 変更 (昭和44年 5月30日決議)
昭和50年 5月24日 変更
昭和50年12月23日 変更
昭和56年 6月26日 変更
昭和57年 4月 1日 変更 (昭和56年 6月26日決議)
昭和57年 6月29日 変更
昭和60年 6月28日 変更
昭和62年 6月26日 変更
昭和63年12月21日 変更
平成 元年 2月 1日 変更 (昭和63年12月21日決議)
平成 元年 6月29日 変更
平成 3年 6月27日 変更
平成 5年 6月29日 変更
平成 6年 6月29日 変更
平成10年 6月26日 変更
平成12年 6月29日 変更
平成14年 6月27日 変更
平成15年 6月27日 変更
平成16年 6月29日 変更
平成18年 6月29日 変更
平成21年 6月26日 変更
平成28年10月 1日 変更 (平成28年 6月24日決議)

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当銀行は、株式会社中京銀行と称する。

英文では、The Chukyo Bank, Limitedと表示する。

第 2 条 (目 的)

当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、
売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

第 3 条 (本店の所在地)

当銀行は、本店を名古屋市に置く。

第 4 条 (公告方法)

当銀行の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞および名古屋市において発行する中日新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当銀行の発行可能株式総数は、5, 0 0 0万株とする。

第 6 条 (自己の株式の取得)

当銀行は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条 (単元株式数)

当銀行の1単元の株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株主の売渡請求)

当銀行の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、買増しという。)を当銀行に請求することができる。

第9条 (単元未満株主の権利制限)

当銀行の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

第10条 (株主名簿管理人)

当銀行は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第11条 (株式取扱規程)

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条 (基準日)

当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第13条 (招集および招集地)

当銀行の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

- ② 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地において招集する。

第14条 (招集権者および議長)

当銀行の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役頭取が招集する。取締役頭取に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役頭取が議長となる。取締役頭取に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当銀行は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条 (議決権の代理行使)

当銀行の株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当銀行に提出しなければならない。

第17条 (決議の方法)

当銀行の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 (議事録)

当銀行の株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第19条 (取締役会の設置)

当銀行は、取締役会を置く。

第20条 (取締役の員数)

当銀行の取締役は10名以内とする。

第 21 条 (取締役の選任)

当銀行の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 22 条 (取締役の任期)

当銀行の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 23 条 (代表取締役および役付取締役)

当銀行は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定する。

- ② 代表取締役は当銀行を代表し、当銀行の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役頭取1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 24 条 (取締役会の招集権者および議長)

当銀行の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長を選任していないときまたは事故があるときは、取締役頭取が招集し、議長となる。取締役会長、取締役頭取ともに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 25 条 (取締役会の招集通知)

当銀行の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役および監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

第 26 条 (取締役会の決議の方法)

当銀行の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 27 条 (取締役会の決議の省略)

当銀行は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 28 条 (取締役会の議事録)

当銀行の取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める

事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 29 条 （取締役会規程）

当銀行の取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 30 条 （取締役の報酬等）

当銀行の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 31 条 （社外取締役の責任免除）

当銀行は、社外取締役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 32 条 （顧問および相談役）

当銀行は、取締役会の決議により、顧問および相談役若干名を置くことができる。

第 5 章 監査役および監査役会

第 33 条 （監査役および監査役会の設置）

当銀行は、監査役および監査役会を置く。

第 34 条 （監査役の員数）

当銀行の監査役は 5 名以内とする。

第 35 条 （監査役の選任）

当銀行の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 36 条 （監査役の任期）

当銀行の監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 37 条 （常勤監査役）

当銀行の監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 38 条 （監査役会の招集通知）

当銀行の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 監査役会は、監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

第 39 条 （監査役会の決議の方法）

当銀行の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 40 条 （監査役会の議事録）

当銀行の監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 41 条 （監査役会規程）

当銀行の監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 42 条 （監査役の報酬等）

当銀行の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 43 条 （社外監査役の責任免除）

当銀行は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第 44 条 （会計監査人の設置）

当銀行は、会計監査人を置く。

第 45 条 （会計監査人の選任）

当銀行の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 46 条 （会計監査人の任期）

当銀行の会計監査人の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株

主総会において再任されたものとみなす。

第47条（会計監査人の報酬等）

当銀行の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第48条（事業年度）

当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第49条（期末配当金）

当銀行は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

第50条（中間配当金）

当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

第51条（期末配当金等の除斥期間）

当銀行は、期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、その支払の義務を免れる。

② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。